

## 加須市災害時における協力井戸の登録に関する要綱

(平成30年11月2日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における市民の生活用水の確保を図るため、市内に井戸を所有する者の協力のもとに、これらの井戸を加須市災害時協力井戸（以下「災害時協力井戸」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸を災害時協力井戸として登録することができる。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 災害時に付近の市民等へ井戸水の提供ができるよう、所有者または管理者（以下「所有者等」という。）において継続的かつ適正に管理されていること。
- (3) 洗濯及びトイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (4) 災害時において、所在する旨の標識を道路等から見やすい場所に設置することを承諾していること。
- (5) 本市のホームページ、広報紙等に災害時協力井戸に関する情報掲載することについて、所有者の承諾が得られること。

なお、災害時のみ情報掲載を希望する場合は、登録の手続きの際に確認することとする。

(登録の手続き)

第3条 災害時における市民の生活用水の確保に協力が可能な井戸の所有者等は、加須市災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申出書を受理したときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い登録の可否を決定するとともに、加須市災害時協力井戸登録可否決定通知書(様式第2号)により申出者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年とする。ただし、当該登録期間の満了までに市長、登録者のいずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の解除)

第6条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 所有者等から加須市災害時協力井戸登録解除申請書(様式第3号)による申請があったとき。
- (2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時用井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の場合においては、加須市災害時協力井戸登録解除通知書(様式第4号)により、所有者等へ通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。